

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会
殿堂顕彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会殿堂顕彰事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(殿堂顕彰の目的)

第2条 殿堂顕彰事業は、日本におけるアメリカンフットボールの発展に大きな貢献した方々の功績を讃え、敬意と感謝の意を表することを目的とする。

(顕彰の種類)

第3条 この規程に定める顕彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 競技者表彰
- (2) 指導者表彰
- (3) 審判員表彰
- (4) 特別表彰

(顕彰の基準)

第4条 前条に定める顕彰の基準は、その種類ごとにそれぞれ以下に掲げるとおりとする。

- (1) 競技者表彰 以下のいずれかに該当する者で、現役を引退した後5年以上経過したものの
 - ・競技者として、加盟団体の公式戦において、多年に亘り優秀な成績を収め、顕著な功績があった者
 - ・競技者として、日本アメリカンフットボール協会の公認選手権試合等（国際大会を含む。）において、特に顕著な活躍をした者
 - ・競技者として、アメリカンフットボール競技を通して、社会貢献等に寄与し顕著な功績があった者
- (2) 指導者表彰 以下のいずれかに該当する者
 - ・指導者として、日本に於けるアメリカンフットボール競技の指導育成に貢献し、顕著な成果又は功績があった者
 - ・指導者として、アメリカンフットボール競技を通して、社会貢献等に寄与し顕著な功績があった者
- (3) 審判員表彰 以下のいずれかに該当する者
 - ・審判員として、日本に於けるアメリカンフットボール競技の審判活動に貢献し、顕著な功績があった者
 - ・審判員として、アメリカンフットボール競技を通して、社会貢献等に寄与し顕著な功績があった者

(4) 特別表彰 以下のいずれかに該当する者

- ・日本に於けるアメリカンフットボールの組織または管理に関して、アメリカンフットボールの普及振興又は発展に顕著な貢献をした者
- ・日本に於けるアメリカンフットボール競技等に対して、多年に亘って支援を行い、多大な貢献をした者
- ・その他日本に於けるアメリカンフットボール普及振興又は発展に顕著な貢献をした者（前3号に該当する者を除く。）

(顕彰候補者の推薦者)

第5条 顕彰候補者の推薦者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会員（正会員、賛助会員、特別会員）
- (2) 加盟団体の代表者
- (3) 役員（理事・監事）
- (4) 委員会委員長
- (5) 理事会が候補者の推薦を委嘱した者

(顕彰者選考委員会)

第6条 顕彰事業の実施に当たって、理事会は、協会役員（3名以内）、報道関係者（3名以内）、その他アメリカンフットボールの歴史に詳しい有識者などから構成される顕彰者選考委員会をその決議に基づき設置する。

2 顕彰者選考委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会において別に定める。

(殿堂顕彰者の選考手続き)

第7条 殿堂顕彰者の選考手続きは、次のとおりとする。

- (1) 殿堂顕彰者の選考手続きは、殿堂委員会が司る。
- (2) 殿堂委員会は、理事会の決定を受けて、第5条に定める推薦者に対して顕彰候補者の募集を通知する。
- (3) 殿堂委員会は、推薦された候補者に関してその功績を調査すると共に必要に応じて候補者を追加し、一次候補者リストを作成する。（一次選考）
- (4) 顕彰者選考委員会は、一次候補者リストを審査し、その中から顕彰候補者の二次候補者リストを作成する。（二次選考）
- (5) 理事会は、前項の二次候補者リストの中から殿堂顕彰者を決定する。殿堂顕彰者の人数は、理事会においてその都度定める。
- (6) 顕彰選考委員会の委員又は理事が殿堂顕彰候補者となった場合は、選考に関与してはならない。

(殿堂顕彰者の公表)

第8条 理事会は、殿堂顕彰者を以下の要領で顕彰し、公表する。

- (1) 本協会が主催する公の場で殿堂顕彰者を表彰する。
- (2) 殿堂顕彰者の氏名及び功績を本協会のホームページで公表する。
- (3) アメリカンフットボールの殿堂またはそれに準じる場所において、殿堂顕彰者の氏名を掲示しその功績を永く讃える。

(顕彰の時期)

第9条 顕彰は、原則として5年毎に行うものとする。

2 前項の定めにかかわらず、理事会の決定により顕彰を行うことができる。

(重複顕彰の禁止)

第10条 一度顕彰を受けた者は、重複して顕彰を受けることはできない。

(委任)

第11条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則 (平成26年3月16日平成25年度第6回理事会決議)

この規程は、決議の日(平成26年年3月16日)より施行する。